

令和8年度第2回 中小企業労務管理セミナー

同一労働同一賃金について

～ガイドラインの改定と実務におけるポイント～

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、改正「同一労働同一賃金ガイドライン」が、令和8年10月から施行されます。今回のガイドライン改正は、不合理な待遇差を明確化し、制度運用の具体性を高めるものです。

本セミナーでは、労働問題に詳しい弁護士が、改正されたガイドラインに新たに盛り込まれた具体例等の重要なポイントや、実務を行う上で留意すべき点について、これまでの裁判例等を交えてわかりやすく解説します。

講師 山岡 遥平 弁護士(神奈川総合法律事務所)

平成元年生まれ、平成24年3月東京大学法学部卒、平成28年12月弁護士登録。日本労働弁護団や神奈川労働弁護団等に所属。数多くの労働事件を担当。



日時

令和8年11月10日(火)14時～16時

申込はこちら

定員

50名 ※事前申込制(先着順)



参加費

無料

申込方法

ホームページから

※右の二次元コードを読み取ってご応募ください

かながわ労働センター川崎支所のご案内

Q 検索

会場案内

川崎市産業振興会館 9階第3研修室

【住所】 川崎市幸区堀川町66-20

【アクセス】 JR川崎駅又は京急川崎駅から徒歩8分

問合せ先

神奈川県かながわ労働センター川崎支所
電話: 044-833-3141

- 主催: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所
- 共催: 公益財団法人川崎市産業振興財団
- 後援: 川崎市、川崎商工会議所

